

1 地域の相談支援体制づくり

社会的背景と課題

- ◆ 地域で困りごとを抱えている人が孤立しやすい状況が生じており、地域の民生委員・児童委員、地域の縁側をはじめ、福祉・医療・行政等の関係機関がネットワークを構築し、どこで相談を受けても適切な支援機関につながる仕組みづくりが必要となります。
- ◆ 「どこに相談にいったらいいのかわからない」といった状況に陥らないために、広報、ホームページ、SNSなど多様な手段による、わかりやすい情報発信が必要となります。
- ◆ 様々な理由で窓口に行くことができない、または情報が届かない人に配慮し、多様な手段を用いて問い合わせ・相談ができる仕組みづくりが必要となります。

2025年までにめざす目標

- ◆ あらゆる困りごとを、受け止め、適切につなぐために、地域の相談支援ネットワークの強化を進めます。
- ◆ 誰もが相談窓口を知り、気軽に相談ができるように、インターネットやSNSの活用も含め、多様な方法で、情報発信や相談しやすい仕組みづくりを進めます。

目標を達成するための取組

- (1) 多機関協働による相談支援ネットワーク強化
- (2) 相談窓口へのアクセスの円滑化

国等の動向

- ◆ 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行による重層的支援体制整備事業の創設。
- ◆ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行。

これまでの調査結果等及びご意見

- ◆ **地域福祉に関するアンケート調査**
 - ・「個人の課題を早期発見・早期対応できる地域づくり」について、「充足している」または「まあ充足している」と答えたのは、6.1%（前回5.1%）であり、「様々な相談に対応できる体制づくり」について、「充足している」または「まあ充足している」と答えたのは、11.8%（前回12.2%）で、共に前回調査からは、ほぼ横ばいです。
- ◆ **専門部会等からの意見**
 - ・潜在的かつ複合的な困りごとを抱える方の相談窓口は明確になっていません。
 - ・相談を受ける職員の「受け止め・つなぐ」意識が希薄なため、相談を受けた部署等から適切な支援部署・機関等につながらないことがあります。
 - ・複合化、複雑化したケースにおいて、ケース全体のゴール（目標）設定がなく、各支援者が各々の立場で懸命に支援している状況があります。
 - ・「予防」という概念を広くとらえ、保健師の地域での展開や連携も重要との意見もありました。
- ◆ **障がい者相談支援事業（相談件数）**
 - ・R元年：14,116件 → R4年度：15,479件 → 【増加傾向】
- ◆ **地域包括支援センター（相談件数）**
 - ・R元年：22,991件 → R5年度：26,463件 → 【増加傾向】
- ◆ **バックアップふじさわ（相談件数）**
 - ・R元年：1,707件 → R5年度：1,898件 → 【増加傾向】

専門部会・関係各課における2024年3月末時点での主な取組

- (1) 「多機関協働による相談支援ネットワーク強化」について
 - 【取組状況】
 - ① 重層的支援体制整備事業の実施。
 - ② 相談窓口や地域づくりの今後の展開を検討。
 - ③ 会計年度職員及び福祉指導員向けの研修を実施。
 - ④ 庁内相談窓口に関する分科会。
 - ・相談を受けた時の「丁寧な聞き取り」「つなぎ先の課との密な連絡」等、必要な対応をまとめました（「困りごと相談窓口」の虎の巻を作成）。
 - 【結果】
 - ① 重層的支援会議等の活用によって、支援方針の明確化及び具体的な支援につなげられるようになりました。
 - ② 相談窓口などについては、福祉相談窓口と本庁などにおける相談DXなど新たな方向性を見出すことができました。
 - ③ 研修を実施することで知識や技術的なレベルを上げることはできたが、第1報を受けた側のつなぐ意識や相談者の主訴に合った機関等につなげることができていない場合があります。いわゆる「たらい回し」の状況が生じているという声があります。
 - ④ 必要な対応などをまとめることはできたが、庁内への浸透は不十分であり、つなぎ先との連携については再考する必要があります。
- (2) 「相談窓口へのアクセスの円滑化」について
 - 【取組状況】
 - ① ケアラー・ひきこもりなどの複合課題についてチラシの作成及び配布。
 - ② 4地区の市民センター・公民館に配置されている福祉指導員分科会。
 - ・福祉指導員の情報共有を目的として分科会を開催。
 - ③ 障がい者相談支援事業の体制整備（総合：4か所、専門：3か所、基幹：1か所）。
 - ④ 地域包括支援センターの体制整備 [サテライト型（分室）の設置：3か所]。
 - ⑤ バックアップふじさわの設置及び拡充（CSWの配置等）。
 - 【結果】
 - ① チラシの作成及び配布をしたことで学校関係者等に周知することができました。
 - ② 相談や地区内の支援関係機関との連携等について情報共有し、対応の幅を広げることができました。
 - ③、④及び⑤ 各相談件数が増加傾向にあり、市民センター・公民館を中心相談窓口が設置されたことにより、身近な場所で気軽に相談できるようになりました。



主な取組からの課題

- (1) 「多機関協働による相談支援ネットワーク強化」について
 - ・地域福祉に関するアンケート調査の結果、「（まあ）充足している」の割合が伸びていないことから、行政を中心とした取組については、市民への情報提供が不十分だった可能性があり、さらなる周知活動が必要と考えられます。
 - ・複合化・複雑化したケースにおいて、各相談支援機関等で対応をいただいている状況はあるものの、支援チームとして動く際、ケース全体を見渡せるキーパーソンとなる人がいない状況があり、一部のケースを除き、チーム支援という点で統一性に欠けます。
- (2) 「相談窓口へのアクセスの円滑化」について
 - ・各取組において、活用方法を含めさらに市民への周知と相談についての量的、質的評価が必要と考えられます。
 - ・今後、始まる取組もあるので、それらの取組が全庁的に発展性のあるものか否かの検証を行う必要があります。

2 地域活動の支援・担い手の育成

社会的背景や課題

- ◆ 地域団体等の役員の高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、担い手が不足し、後継者不足により活動が維持できない団体も増えてきているなか、担い手の確保が課題となっています。
- ◆ 社会の状況の変化に合わせて、ITCの活用をはじめ、新しい生活様式を踏まえた取組のきっかけづくりが求められています。
- ◆ 自治会町内会をはじめとする地域団体等への加入率は減少しており、地域の身近な課題を解決するための活動や住民同士の助け合いや支え合いの基盤となるつながりの希薄化が進んでいます。

2025年までにめざす目標

- ◆ 様々な地域団体等が活動しやすくなるような仕組みや、気運の醸成につながる仕組みづくりを進めます。
- ◆ 新しい生活様式を踏まえた活動におけるICTの活用等、多くの人が社会状況に対応できるような仕組みづくりを進めます。
- ◆ 地域活動等の担い手の確保に向け、参加しやすくなるような仕組みや、支援の受け手だった人が支え手として活躍できる仕組みづくりを進めます。

目標を達成するための取組

- (1) 地域生活課題等の解決に向けた協働の推進
- (2) 地域活動等への参加推進に向けたアプローチ

国等の動向

- ◆ 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行による重層的支援体制整備事業の創設
- ◆ 孤独・孤立対策推進法の施行

これまでの調査結果等及びご意見

- ◆ **地域福祉に関するアンケート調査**
 - ・「ボランティア活動に参加する上で支障となることや問題点」について、「どのような活動が行われているか知らない」と答えたのは、42.0%（前回42.5%）で最も高い結果となりました。
- ◆ **専門部会で出た意見**
 - ・担い手不足の課題に対して、自治会や民生委員についてはそもそも市から依頼する取組が多くあるため整理が必要です。
 - ・支えあう地域づくり推進連絡会から地域づくりへの市民参加を促進するための地域活動等インセンティブ制度に関する要望がありました。

専門部会・関係各課における2024年3月末時点での主な取組

- (1) 「地域生活課題等の解決に向けた協働の推進」について
 - 【取組状況】
 - ① 居場所事業に係る補助金や制度等の見直し及び整理
 - ② 高齢者等が訪問介護の家事援助を担うことができる仕組みづくり
 - ③ 地域団体等の課題に対し対応可能な人を担い手としてマッチングできる仕組みづくり
 - 【結果】
 - ①及び② 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行や、新たな生活様式の実践が進んだことにより、機会が減っていた地域活動やボランティア活動、公民館・サークル活動、地域の縁側といった居場所事業等、社会的なつながりの創出や地域生活課題の解決に資する活動や事業の実施・利用は増加傾向にあります。
 - ③ 自治会町内会や民生委員児童委員など、地域の支え合いの基盤となっていた仕組みについて、担い手の高齢化や不足が進み、制度維持の難しい状況が発生しつつあるため、あり方について改めて議論を進め、方向性を定めます。
- (2) 「地域活動等への参加推進に向けたアプローチ」について
 - 【取組状況】
 - ① 市民活動施設において、新しい生活様式に対応した相談業務やオンラインでの講座等を実施
 - ② チームFUJISAWA2020を活用したボランティアのマッチングを実施
 - ③ インセンティブ分科会
 - ・新たな担い手の発掘や、地域活動・ボランティア活動のモチベーション維持・向上にあたり、インセンティブ制度の導入について議論を始めました。
 - ④ ボランティアの担い手に関する分科会
 - ・市民サポーターを抱える部署や地域活動を支援する部署が集まり、現状の課題や問題点を共有しました。
 - 【結果】
 - ① 市民から寄せられた地域活動の立ち上げの相談について、事例と活用可能な支援制度を共有し、分野や支援対象が複合的な活動に対する支援・相談対応の円滑化を図りました。
 - ② ボランティアマッチングサイト「チームFUJISAWA2020」を運営し、地域活動・ボランティア活動に参加しやすい仕組みづくり、担い手不足を解消する仕組みづくりにあたりICTを活用することで利便性が向上しました。
 - ③及び④ 現状把握、問題点の抽出及び課題の整理から、今後の方向性を打ち出し、実践に移す必要があります。



主な取組等からの課題

- (1) 「地域生活課題等の解決に向けた協働の推進」について
 - ・地域活動及び居場所事業等については、増加傾向が維持されるか、推移を注視し、状況に応じた対応の必要があります。
 - ・地域活動における新たな推進主体の発見・巻き込みや、支援の受け手が支え手となる取組について、実践を積み重ねることが重要であるため、事例収集や試行的な取組を進めていく必要があります。
- (2) 「地域活動等への参加推進に向けたアプローチ」について
 - ・アンケート調査結果において「参加したことはないが、今後は参加してみたい」と答えた方のうち、支障となることや理由について、前回は「参加する時間的余裕がない」の割合が最も高かったため、参加意向は増えているが活動周知が充分でなかったことが考えられます。

3 健康づくり・生きがいづくり

社会的背景や課題

- ◆ 令和2年度まで先導的に推進してきた「健康寿命日本一をめざすリーディングプロジェクト」における取組や連携を活かして、引き続き健康寿命の延伸をめざす必要があります。
- ◆ フレイル状態は、これまでの生活習慣の積み重ねと社会とのつながりが大きく関係することから、年齢を問わず全世代を対象に、それぞれのステージに応じた効果的な普及啓発を実施することが重要となります。
- ◆ 身近な地域での健康・生きがいづくりを促進していくためには、個人の負担感を軽減し、楽しく気軽に参加できるきっかけづくりを推進する必要があります。

2025年までにめざす目標

- ◆ 生涯にわたり、心身ともに健やかに生活できるよう、さらなる健康寿命の延伸をめざします。
- ◆ フレイル予防について、全世代に向けた効果的な普及啓発を推進していきます。
- ◆ 年齢や障がいに関わらず、楽しみながら行う健康・生きがいづくりにつながる取組を推進します。

目標を達成するための取組

- (1) 健康寿命延伸に向けた健康づくりと介護予防の一体的な推進
- (2) ライフステージに応じたフレイル予防の普及啓発
- (3) 身近な地域における楽しみを起点とした健康・生きがいづくりの推進

国等の動向

- ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針改正。
- ◆ 健康日本21(第3次)の開始。

これまでの調査結果等及びご意見

- ◆ **地域福祉に関するアンケート調査**
 - ・ 「日々の生活で困っていること、悩み」について、「自分の健康に関すること」と答えたのは、29.4%（前回29.9%）で最も高いです。また、50代以上の回答としても最も高いものとなっています。
- ◆ **専門部会等からの意見**
 - ・ 健康寿命の延伸とあるが、そもそも平均寿命が延びているため、平均寿命と健康寿命の差を縮めることをめざす必要があります。
 - ・ 健康づくりにも生きがいづくりにもデジタルの要素を取り入れた事業や仕組みが増えてきています。そのため、デジタルデバイドの解消に力を入れていく必要があります。
- ◆ **健康増進計画**
 - ・ 基本方針4 「ライフステージごとの健康課題に応じた健康づくりを進めます」と明記。

専門部会・関係各課における2024年3月末時点での主な取組

- (1) 「健康寿命延伸に向けた健康づくりと介護予防の一体的な推進」について
 - 【取組状況】
 - ① 健康データの活用に関する分科会
 - ・ 健康づくり課の所有する地区毎の健康データの共有を図りました。
 - ② 地域支援事業に関する分科会（地域支援事業連絡会）
 - ・ 介護保険法で定める地域支援事業に関連する部署が定期的に集い、情報共有及び協議。
 - 【結果】
 - ① 地域の特色を踏まえた介護予防の取組につなげるための検討を行い、地区ごとのアプローチについて共有することができ、関連各課の事業に役立てることができました。
 - ② 他課との連携のあり方や事業の棲み分けについて議論を進めることができ、事業等の効率化につながりました。
- (2) 「ライフステージに応じたフレイル予防の普及啓発」について
 - 【取組状況】
 - ① 健康増進計画の基本方針4 に「ライフステージごとの健康課題に応じた健康づくりを進めます」と明記し、ライフステージごとに市民一人ひとりが取り組める行動目標を設定し、計画の進捗管理を行いました。
 - 【結果】
 - ① 2023年度に最終評価アンケートを実施しました。
- (3) 「身近な地域における楽しみを起点とした健康・生きがいづくりの推進」について
 - 【取組状況】
 - ① 市役所本庁舎や市民センターにて「健康」や「地域活動」、「デジタルコンテンツ」をテーマとしたイベントを実施しました。
 - 【結果】
 - ① イベントの実施において、ある一定の周知はできたが、地区によって興味や関心が異なることがあり、地域住民の健康意識の向上等には差異が生じました。



主な取組等からの課題

- (1) 「健康寿命延伸に向けた健康づくりと介護予防の一体的な推進」について
 - ・ 地域における効果的なアプローチをするため、各課の持っている情報を統合できるような連携が必要となります。
- (2) 「ライフステージに応じたフレイル予防の普及啓発」について
 - ・ 最終評価アンケートの結果を整理し、今後必要な啓発について検討を進めていくことが必要となります。
- (3) 「身近な地域における楽しみを起点とした健康・生きがいづくりの推進」について
 - ・ 公民館の担当者やサークルへの誘導、啓発が必要です。
 - ・ デジタルの要素を取り入れた事業やコンテンツを用いる前提条件として、スマホの所持や使い方のサポートが必要です。

4 在宅生活の支援

社会的背景や課題

- ◆ 認知症関連の取組を通じて、誰もが自分らしく暮らせる地域をめざす必要があります。
- ◆ 人生の最期を自宅で迎えることを希望する方が半数を超える一方で、実際は1割程度しかいないことから、本人の希望を尊重できる体制づくりが必要です。また、在宅医療に関する情報や正しい知識を気軽に入手し、本人が希望する生活を継続して送るために、情報発信の強化が必要です。
- ◆ 日常生活において、ちょっとした気付きが見守りにつながり、困りごとを抱えている方の安心した生活につながることから、多様な主体が連携した見守り体制の充実が必要です。
- ◆ 災害に対する必要な備えは一人ひとり異なるため、災害時を想定した自分にあった備えと、要配慮者への支援のあり方を検討することが必要です。

2025年までにめざす目標

- ◆ 「認知症施策推進大綱」を踏まえ、藤沢おれんじプランに基づき、認知症施策を推進します。
- ◆ どのような状態でも在宅生活を継続できるよう、多職種・多機関と連携し医療体制の構築を推進します。
- ◆ 希望する場所で安心して暮らせるよう、多様な主体と連携した見守り体制を構築します。
- ◆ 災害時における要配慮者やその支援者等を対象に、災害への備えや防災意識の啓発を図るとともに、地域でのつながりづくりを進め、誰も取り残さない災害対策を推進します。

目標を達成するための取組

- (1) 認知症フレンドリー社会の推進
- (2) 多職種・多機関との連携した全世代にわたる医療政策の推進
- (3) 地域における見守り体制の強化・充実
- (4) 誰も取り残さない災害時の支援体制づくり

国等の動向

- ◆ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が2024年1月1日に施行。
- ◆ 災害対策基本法の改正により令和3年の災害対策基本法の改正により、市町村において概ね5年で、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成が努力義務化。

これまでの調査結果等及びご意見

- ◆ **地域福祉に関するアンケート**
 - ・ 居住地域の支えあいに必要な支援として、「日頃の見守り、安否確認の体制」が、34.1%と最も高くなっていることから、日常生活の中での、見守り体制を充実させていくことが求められています。
- ◆ **専門部会からの意見**
 - ・ 医療的ケア児者における在宅サービスや在宅医療については、レスパイトなどの社会資源の充実と効果的にマッチングできているか把握が必要です。

専門部会・関係各課における2024年3月末時点での主な取組

- (1) 「認知症フレンドリー社会の推進」について
 - 【取組状況】
 - ① 藤沢おれんじプランをいきいき長寿プランに定めて取組を推進。
 - ② 認知症基本法施行を視野に入れ、認知症施策検討委員会の設置の準備。
 - ③ 地域支援事業に関する分科会（地域支援事業連絡会）
 - ・ 介護保険法で定める地域支援事業に関連する部署が定期的に集い、情報共有及び協議。
 - 【結果】
 - ① 藤沢おれんじプランに基づき進捗管理を行いました。
 - ② 認知症施策検討委員会をR6年度に設置し、認知症施策をさらに深く検討していく予定です。
 - ③ 他課との連携のあり方や事業の棲み分けについて議論を進めることができ、事業等において連携することができました。
- (2) 「多職種・多機関と連携した全世代にわたる医療政策の推進」について
 - 【取組状況】
 - ① 在宅医療やACPIに関する情報や正しい知識を入手するため、出前講座、人生会議イベントの展開の実施。
 - 【結果】
 - ① 在宅医療やACPIについて、市民向け講演会や多職種連携研修会を開催し、より広く周知の機会を設けることで、専門職同士の交流を促進しました。
- (3) 「地域における見守り体制の強化・充実」について
 - 【取組状況】
 - ① 13地区の協議体において、見守りをテーマとしている地域があり、多様な主体が参加し、見守りについて理解を深める交流会を開催しました。
 - ② 各課が実施している特殊詐欺対策や消費生活相談、緊急通報システムなど、市民に有益な見守りに関する取組について、情報共有及び意見交換を行いました。
 - 【結果】
 - ① 見守りに関する地域での交流会を開催することにより、地域団体の見守り活動内容の理解、意識の向上などにつながりました。
 - ② 各課の情報を共有することで、各課での地域への情報提供などを再考する機会となりました。
- (4) 「誰も取り残さない災害時の支援体制づくり」について
 - 【取組状況】
 - ① 地域防災についての分科会
 - ・ モデル地区に設定している辻堂地区で24件の個別避難計画を作成。
 - 【結果】
 - ① 辻堂地区をモデルとして、個別避難計画の提出があったことなど情報共有しました。



主な取組等からの課題

- (1) 「認知症フレンドリー社会の推進」について
 - ・ 地域における効果的なアプローチをするため、各課の持っている情報を統合できるような連携が必要となります。
- (2) 「多職種・多機関と連携した全世代にわたる医療政策の推進」について
 - ・ 在宅医療については、専門分野という意識が強く、庁内職員への知識の浸透が不十分な可能性も考えられるので、庁内職員向けの研修等の強化について検討の必要があります。
- (3) 「地域における見守り体制の強化・充実」について
 - ・ 各地域で実施されている見守りについては、各々の立場からの見守りという視点で、今後も議論を深めていく必要があります。
- (4) 「誰も取り残さない災害時の支援体制づくり」について
 - ・ 避難行動とともに、避難後の生活について想定することも重要です。他課における独自の計画書等で個別避難計画とみなせるものを作成及び活用に向けた検討も必要です。

5 社会的孤立の防止

社会的背景や課題

- ◆ 長期にわたり地域社会からの孤立している人を継続的に把握し支援する仕組みが、必要となります。
- ◆ 地域社会において孤立しがちなケアラーの支援に向けて、周囲の理解啓発を進めるとともに、世帯でとらえたアセスメント、多機関連携による支援が必要となります。
- ◆ 社会参加の意思がありながらも社会的に孤立している人への受け皿の確保や参加に向けた支援が必要となります。

2025年までにめざす目標

- ◆ 地域社会から孤立している人への継続的な支援の仕組みをつくります。
- ◆ 複数の支援関係機関相互の連携による支援の仕組みづくりを進めます。
- ◆ 就農・社会参加支援と食材提供支援などの農福連携を推進します。

目標を達成するための取組

- (1) 地域社会から長期的に孤立している方への継続的な支援の仕組みづくり
- (2) 地域とつながるための社会参加支援

国等の動向

- ◆ 第二次再犯防止推進計画の閣議決定
- ◆ こども基本法の施行
- ◆ 孤独・孤立対策推進法の施行
- ◆ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行

これまでの調査結果等及びご意見

- ◆ **地域福祉に関するアンケート調査**
 - ・居住地域での孤立感は、「感じる」が3.0%、「やや感じる」が8.5%となっており、両者をあわせると、《感じる》層は11.5%となっており、前回調査(令和元年度：10.9%)と比較すると、大きな差異はみられない。
 - ・介護や支援の状況別で見ると、“支援を受けている人”において、地域の中で孤立していると感じている人は、16.0%となっており、“家族が支援を受けている人(13.2%)”や“支援を受けていない人(10.5%)”と比較すると高い割合となっている。ただし、令和元年度調査との比較において、“支援を受けている人”については、令和元年の調査で22.6%となっており、地域の中で孤立していると感じている人は6.6ポイント下がっている。
- ◆ **専門部会等からの意見**
 - ・国が掲げる孤立・孤独対策の理念を共有するとともに、孤独・孤立に至る前のアプローチも必要となる。
 - ・複雑化している困りごとに対して、支援者だけでなく、世帯支援をしていくことが重要であり、関係する事業所等の連携が大切となる。
 - ・更生支援にかかわる関係機関の連携を目的に、協議の場を検討が必要である。

専門部会・関係各課における2024年3月末時点での主な取組

- (1) 「地域社会から長期的に孤立している人への継続的な支援の仕組みづくり」について
- 【取組状況】
- ① 「支援のプラットフォームとしての、重層的支援会議の活用」について、複合的な課題があるケースを重層的支援会議で検討しました。
 - ② ヤングケアラーへの支援分科会
 - a. 福祉、教育、子ども分野での窓口を整理し、ホームページ及びリーフレット等で周知、b. 発見・相談～支援の流れの整理、c. 市立学校教職員に向けて、市で作成したヤングケアラーのリーフレットを配布。
 - ③ ひきこもり状態にある方への支援分科会
 - a. ひきこもり支援研修実施、b. ひきこもり相談窓口の明確化・周知、c. ホームページでの周知、d. 当事者にとっての居場所づくりの必要性を共有、e. 家族会定例会及び学習会等への参画により、制度、サービス及び家族としての対応等などについて情報共有。
 - ④ フードバンクや売れ残った野菜等を活用した食材提供支援の実施。
- 【結果】
- ① 重層的支援会議等の活用によって、支援方針の明確化及び具体的な支援につなげられるようになりました。
 - ② リーフレットを配布した効果等の検証が必要となります。
 - ③ 当事者及び家族が、社会資源を知ることができ、中には支援者とつながることで家族としての対応など相談することができ安心感を得ることができたケースもありました。
 - ④ 市内の企業・団体からの食料品寄贈を受け、フードパントリーを経由し、食材の有効活用ができるようになったところから、一部の市民の方ではありますが、安定して食事をとることができるようになりました。
- (2) 「地域とつながるための社会参加支援」について
- 【取組状況】
- ① 農福連携という形で、畑を舞台とした居場所づくりや、農福連携を進めるサポーター養成を行いました。
 - ② 農福連携のみならず、水福連携（水産業と連携した社会参加支援）の取組について、情報共有を行いました。
- 【結果】
- ① 農家と障がい者施設を結びつけるマッチング事業について、年々マッチング件数が増加している傾向があることから、障がい者の作業できる分野の拡大に役立つことができたと考えています。
 - ② 今後、さらなる作業分野の開拓を考え、漁業の方々と市内障がい者就労関係事業所の連携を考える契機となりました。



主な取組等からの課題

- (1) 「地域社会から長期的に孤立している人への継続的な支援の仕組みづくり」について
- ・市民に向けた、いわゆる「社会的孤立の防止」についての周知、啓発の効果等の検証が必要と考えられます。
- (2) 「地域とつながるための社会参加支援」について
- ・「地域とつながる」ということについて、ご本人（当事者）が、外に出ることが前提となることが中心となっているが、多様化する生活の中で、地域（社会）とのつながりのあり方を検討する必要があります。
 - ・予防的な視点として、孤独・孤立に陥り、相談や支援につながらず、心身に支障をきたす状況になる前の予防的なアプローチが必要となります。
 - ・孤独・孤立状態にある方について、社会的なつながりが希薄であることを前提に、アウトリーチの手法を考える必要があります。

6 環境整備等

社会的背景

- ◆ 移動手段が無いことで、誰かの助けがないと買い物などの日常生活を送れない人がいることから、移動・外出支援を進める必要があります。
- ◆ 移動手段が無く外出することを控えることで、人との交流の減少や生活の質の低下などが起こることから、自分らしい生活を送ることのできる仕組みづくりが求められます。
- ◆ 一人暮らし高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者が、民間賃貸住宅等へ円滑に入居できず、本人が望む場所で生活できないことから、様々な主体が連携して居住支援を推進することが求められます。
- ◆ 地域の衛生面を考慮した住環境の維持による、誰もが安心して暮らせる地域づくりが求められます。

2025年までにめざす目標

- ◆ 地域において、外出しやすい環境の整備を進めます。
- ◆ 誰もが安定的に住まいを確保できる環境・仕組みづくりを進めます。
- ◆ 地域の衛生面に配慮した住環境を維持するための仕組みづくりを検討します。

目標を達成するための取組

- (1) 外出しやすい環境づくりの推進
- (2) 円滑に住まいに入居できる取組の推進

国等の動向

- ◆ 住宅セーフティーネット法改正の閣議決定
- ◆ 生活困窮者自立支援法等の一部改正（居住支援の強化を明記）
- ◆ 孤独・孤立対策推進法の施行
- ◆ いわゆるゴミ屋敷に対するガイドラインを策定（本市）

これまでの調査結果等及びご意見

- ◆ **地域福祉に関するアンケート調査**
 - ・「居住地域の支え合いに必要な支援」について、「通院・外出などの移動支援」と答えたのは、11.6%（前回10.3%）であり、「日用品等の買い物の支援」と答えたのは、7.8%（前回5.6%）で、共に前回調査からは、ほぼ横ばいであり、あまり効果が得られていない状況です。
- ◆ **藤沢住宅・住環境に関する市民アンケート調査**
 - ・「藤沢市が実施する住宅・住環境関係の施策」について回答者の約4割が「高齢者や障がい者等に配慮した住宅施策、約3割が「若者や子育て世代に配慮した住宅施策」と、なっており、個々の実情にあった居住支援が必要で状況です。
- ◆ **専門部会等からの意見**
 - ・各課が持つ移動、外出に関するニーズを把握し、本当に必要とする地域にどういった手法で行うべきか検討する必要があります。

専門部会・関係各課における2024年3月末時点での主な取組

- (1) 「外出しやすい環境づくりの推進」について
 - 【取組状況】
 - ① 庁内関係課が行っている外出支援事業及び外出に関するアンケート結果を基に移動支援について課題等の整理及び検討を行いました。
 - 【結果】
 - ① 移動支援に関して、地域が主体となって「のりあい善行」「おでかけ六会」が継続して区内を運行しているが、「長後地区乗合タクシー」について実証実験を行ったが、利用者が少ないこと等から本格実施に至らなかった。利用者の大半が高齢者であったため、公共交通と福祉部がより連携し検討する必要がある。今後、地域公共交通のみではなく社会福祉法人や、民間企業等と連携した事業展開を検討していく必要があります。
- (2) 「円滑に住まいに入居できる取組の推進」について
 - 【取組状況】
 - ① 居住支援協議会（住宅確保要配慮者支援のための分科会）
 - ・不動産団体及び福祉団体と連携し、住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援するための居住支援協議会を設置し、分科会として位置づけました。住居確保困難者に対する居住支援については、住まい探し相談会や、相談先を記載したチラシを作成する等取組みを行いました。
 - ② 「いわゆるゴミ屋敷ガイドライン」を2022年4月に策定し、居住者が抱える複合的な生活課題に対する支援を行うためのツールができました。
 - 【結果】
 - ① 居住支援法人への相談が増加し、市民にとって相談先が明確になったと考えることができ、周知の効果があつたと考えられます。
 - ② ガイドラインの策定により、市として何をどのように進めていくのか明確になりました。一方で、一見ごみと思える物であっても、当事者にとって大切な物である可能性もあるので本人の思いに寄り添いながら伴走支援をすることの重要性を確認することができました。



主な取組等からの課題

- (1) 「外出しやすい環境づくりの推進」について
 - ・移動や外出をすることが困難な方が何に困っているかニーズを把握しながら、ニーズに応じた事業を検討する必要があります。地域だけでなく、社会福祉法人や民間企業と連携したスキームが必要です。
- (2) 「円滑に住まいに入居できる取組の推進」について
 - ・市の施策が届いていないことや、高齢化の急伸に支援の拡充が追い付いていないことが考えられます。
 - ・支援ツールはできましたが、対象者へのアプローチや関係づくりについては時間がかかるため、成功事例を基に検証し、アプローチ方法を検討する必要があります。
 - ・一方で居住支援法人が相談件数増加に伴い業務が回らない状況になっており、市の相談機関からの繋ぎ方の方法や、最終的に受け入れる不動産オーナーに向けた支援や情報周知をする必要があります。
 - ・相談の多くは高齢者であり、入居後の課題への不安を持つ大家と要配慮者の双方が安心して賃貸契約できるような環境整備をしていく必要があります。